

第1章

高齢者虐待防止法と基本的視点

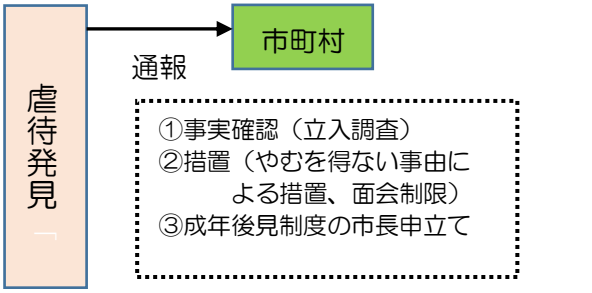
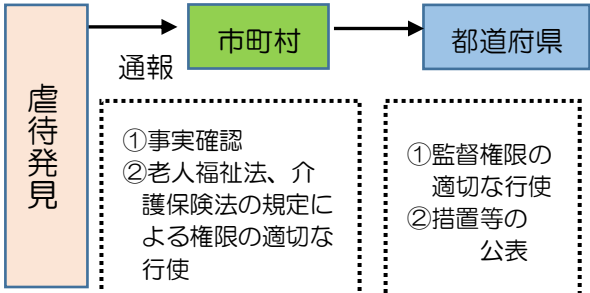
1 マニュアルの趣旨・目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体、及び国民の責務を定めました。そして、高齢者虐待の防止や養護者への支援を促進することで、高齢者の権利や利益を守ることを目指しています。

この法律に基づいて、虐待を受けている高齢者を保護し、養護者に対して適切な支援を行うこと、高齢者に関わる関係者が共通理解を深めて早期発見や虐待防止に役立てることを目的に、「稚内市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しています。

2 高齢者虐待防止法のポイント

- ・正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、虐待を受けている高齢者だけではなく、養護者も支援の対象であることが明記されています。
- ・高齢者とは「65歳以上の者」と定義されます。ただし、65歳未満で養介護施設の入所者や養介護事業に係るサービスを利用する障がい者は、高齢者とみなし対応します。
- ・高齢者虐待は、以下のように「養護者による高齢者虐待」と「養介護従事者等による虐待」の2つに大別されます。

養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者等による高齢者虐待
<p>[市町村の責務] 相談・通報受理、居室確保、養護者の支援</p> <p>[都道府県の責務] 市町村の施策への援助等</p>	<p>[市町村の責務] 相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限行使</p> <p>[都道府県の責務] 老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表</p> <p>[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>
 <p>虐待発見</p> <p>通報 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査） ②措置（やむを得ない事由による措置、面会制限） ③成年後見制度の市長申立て</p>	 <p>虐待発見</p> <p>通報 → 市町村 → 都道府県</p> <p>①事実確認 ②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使</p> <p>①監督権限の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- ・養護者とは「高齢者を現に養護する者」のことで、同居の有無や親族であるかどうかは関係ありません。
- ・互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等は、高齢者虐待防止法の対象外となり、DV法や刑法等で対応します。しかし、通報の段階で判断が難しい時は「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、担当課や関係機関につながります。
- ・養介護施設従事者とは「介護保険法、老人福祉法で規定されている施設・事業の業務に従事している者」を指します（ケアマネジャー等、直接介護に従事していない職種も含む）。
- ・養護者による高齢者虐待は、市町村や地域包括支援センターが通報を受けて対応します。
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待は、市町村が通報を受け、必要に応じて都道府県と連携して対応します。
- ・高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、通報義務があります。
- ・介護、福祉、保健医療等の関係者に、早期発見の努力義務や協力義務があります。
- ・財産上の不当取引の防止として、消費者被害の防止についても明記されています。
- ・成年後見制度の利用促進を求めています。

3 養護者による高齢者虐待類型の例

(1) 身体的虐待

内容と具体的な例
<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など
<p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など
<p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など
<p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

(2) 介護・世話の放棄・放任

内容と具体的な例
<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。・水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある。・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <ul style="list-style-type: none">・徘徊や病気の状態を放置する。・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none">・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など

(3) 心理的虐待

内容と具体的な例
<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none">・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮蔑を込めて、子どものように扱う。・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。・家族や親族、友人等の団らんから排除する。など

(4) 性的虐待

内容と具体的な例
<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のままで放置する。・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。・性器を写真に撮る、スケッチをする。・キス、性器への接触、セックスを強要する。・わいせつな行為、または同様の映像や写真を見せる。

(5) 経済的虐待

内容と具体的な例
<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。・本人の自宅等を本人に無断で売却する。年金や預貯金を無断で使用する。・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

※セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなど、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかし、支援が必要な状況であることには変わりはなく、必要に応じて高齢者虐待に応じた対応が行えるよう関係機関と連携し対応していきます。資料編55ページにセルフネグレクトに見られるサインを記載していますのでご確認ください。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待類型の例

(1) 身体的虐待

内容と具体的な例
<p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>②本人の利益にならない強制による行為、 代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>

(2) 介護・世話の放棄・放任

内容と具体的な例
<p>①必要とされる介護や世話を怠り、 高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none">・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。・必要なめがね、義歯、補聴器があっても使用させない。など <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none">・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。</p>

(3) 心理的虐待

内容と具体的な例
<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、罵る。・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などど言い脅す。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none">・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none">・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。・話しかけ、ナースコール等を無視する。

- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など

⑥その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など

(4) 性的虐待

内容と具体的な例
<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排せつをさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面をみせないための配慮をしない。など

(5) 経済的虐待

内容と具体的な例
<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

5 高齢者虐待において着目すべき点

（１）被虐待者の「自覚」は問わない

被虐待者が、自分が虐待されていると自覚しているかは問題になりません。また、自分が本当は虐待を受けていると感じながらも、第三者に対しては虐待者をかばい、これを認めなかったり、あきらめてしまっている場合（パワーレス状態）もあります。

客観的に見て、権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当たるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

（２）虐待をしているという「自覚」は問わない

一生懸命に高齢者本人を介護していたり、介護の正しい方法がわからないことで、結果として不適切な状態を招き、虐待につながっていることもあります。

行為を行っている人に虐待であるという自覚があるか否かにかかわらず、その行為の結果が高齢者本人の権利を侵害していれば、高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があります。

（３）高齢者の安全確保を優先させる

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば「やむを得ない事由による措置」を実施しなければなりません。

（４）常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が求められます。

（５）関係機関と連携して援助する

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が責任を持つ役割を担うことが規定

されています。

複合的な問題を抱える事例に対しては、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関（介護支援専門員や介護サービス事業所等を含む）との連携が不可欠です。また、「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがあります。

6 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています（法第16条）。

市では「稚内市高齢者虐待防止連絡会議」を設置し、内容に応じて構成団体から必要な職員を参集し「虐待ケース会議」を開催できる体制を整えています（資料編57ページ）。

